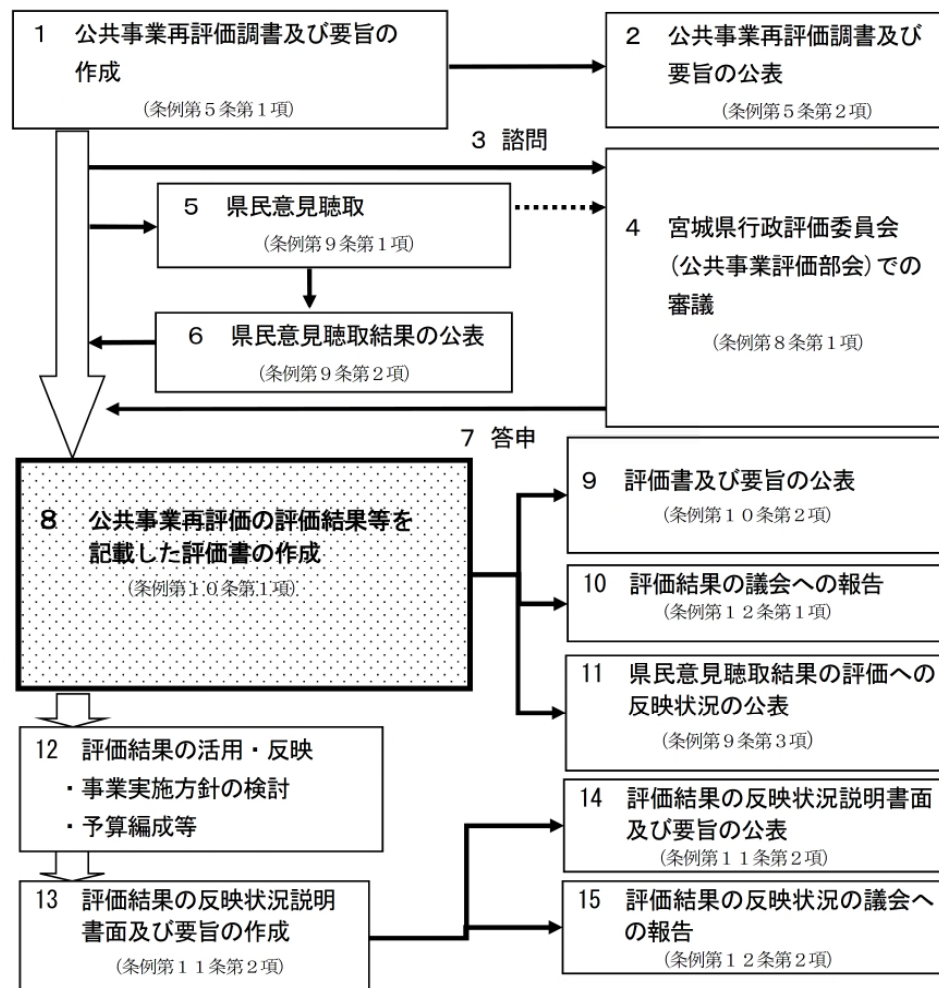


令和6年度公共事業再評価調書の要旨(案)及び再評価調書(案)の概要

・評価範囲、評価基準

県が事業主体である公共事業のうち、事業着手年度から起算して10年度以内に完了が見込まれない事業、5年度以内に未着工の事業、前回評価から5年度以内に未完了の事業、社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業等について、事業の経費の縮減、事業の経費に対する効果の比率が適正であること等を基準として、事業継続の妥当性の再検討を行う。
 ※災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除く。
 ※評価範囲と評価基準は5つずつ設けられている。

・公共事業再評価のフロー図



・公共事業再評価の対象事業

【農政部】

①農業競争力強化基盤整備事業（鹿飼沼地区）

【土木部】

②迫川河川改修事業

③迫川（夏川）河川改修事業

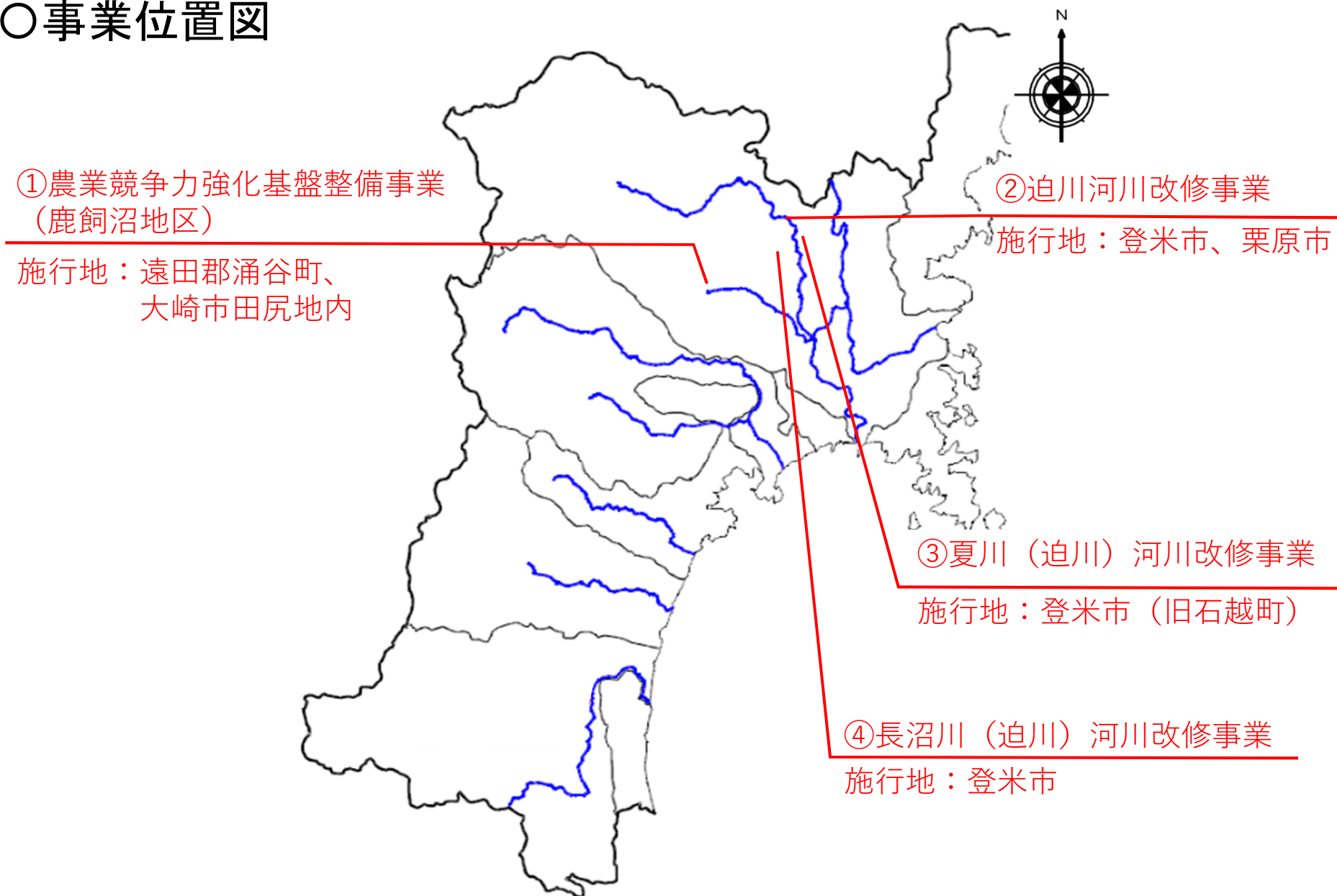
④迫川（長沼川）河川改修事業

・今後のスケジュール

時期	内容
R6.6月中旬	行政評価委員会への諮問，評価調書公表，パブリックコメントの実施
R6.7月～9月	第1回～第3回部会
R6.10月	答申
R6.11月	評価書の決定、評価結果を11月定例会議へ報告
R7.2月	評価結果の反映状況を2月定例会議へ報告

令和6年度公共事業再評価調書の要旨(案)及び再評価調書(案)の概要

○事業位置図



令和6年度公共事業再評価調書の要旨(案)及び再評価調書(案)の概要

○再評価の概要

・事業名

しかがいぬま
農業競争力強化基盤整備事業（鹿飼沼地区）

・事業目的

農業競争力強化のため、ほ場の大区画化・汎用化、用排水路や農道の整備を行い、担い手への農地の集積・集約化や農業の高付加価値等に取り組むもの。

・事業の経緯及び再評価の理由

平成23年度	新規事業採択
平成24年度～令和8年度	区画整理・暗渠排水
令和6年度	事業再評価実施
令和8年度	事業完了予定

※今回の再評価の理由は、事業着手年度（平成23年度）から起算して10年度（令和2年度）以内に完了が見込まれないため。なお、本来は令和2年度に再評価を行っていなければならないが、東日本大震災の影響により平成23年度から令和3年度まで公共事業再評価を中止しており、中止期間に予定されていた再評価を令和4年度から順次実施しているため、本年度の評価予定としている。

・事業内容

燕栗沼地区	事業採択時 (H23年度)	今回評価時 (R6年度)	増減等
区画整理工	380.9ha	373.4ha	▲7.5ha
暗渠排水工	380.8ha	371.3ha	▲9.5ha
測量及び試験等	一式	一式	一式

・事業期間

平成23年度～令和8年度（採択時から+7年）

・進捗率

88.8%（令和5年度末時点）

・事業費

（採択時）約42.9億円 ⇒ **（今回）約52.7億円**（+約9.8億円）

・事業費の変更内容

（社会的要因の変化）

物価や税率の変更などに伴う増額 【約22.8億円の増】

（計画内容の変更）

調査・設計・協議等の進捗に伴う減額 【約13.0億円の減】

【計約9.8億円の増】

・費用対効果

費用便益比(B/C)：（採択時）1.27 ⇒ **（今回）1.17**

・対応方針(案)

事業継続

令和6年度公共事業再評価調書の要旨(案)及び再評価調書(案)の概要

計画内容の変更①【文化財調査等による増】

本地区は文化財区域に近接しており、現地調査の結果、確認調査等が必要となったことから調査費用が必要となったもの。また、文化財区域に近接した排水路の整備の必要性から再度水路内の調査が必要となり事業進捗に影響が生じた。

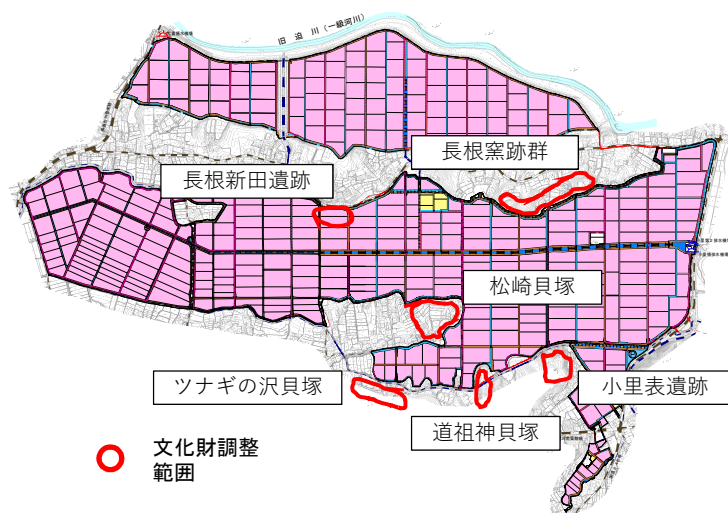
文化財調査状況等

番号	年度	調査名
1	H30	松崎貝塚遺跡調査(区画整理)
2	H30	ツナギの沢貝塚遺跡調査(区画整理)
3	H30	道祖神貝塚遺跡調査(区画整理)
4	H30	小里表遺跡遺跡調査(区画整理)
5	R元	長根窯跡群遺跡調査(区画整理)
6	R元	長根新田遺跡遺跡調査(区画整理)
7	R元	松崎貝塚遺跡調査(排水路)
8	R2	小里表遺跡遺跡調査(排水路)



文化財調査状況等

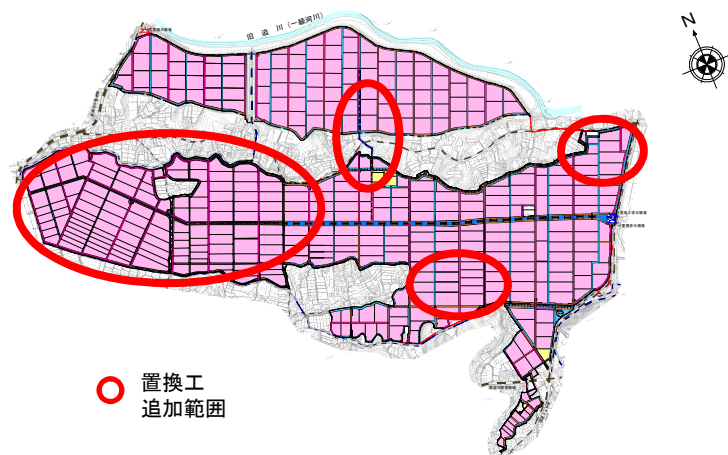
文化調査出土遺物状況



令和6年度公共事業再評価調書の要旨(案)及び再評価調書(案)の概要

計画内容の変更②【置換工追加】

地区内農地の一部区域において、軟弱地盤が確認された。耕作条件の改善のため、軟弱土の置換工が必要となったもの。

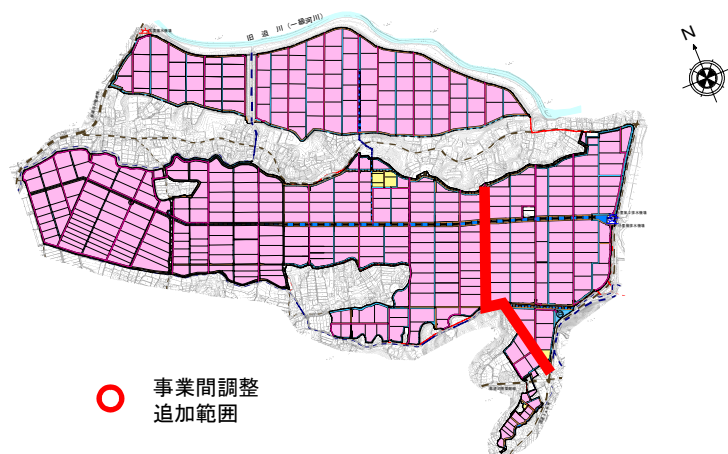


軟弱地盤の影響による、ぬかるみ・滞水状況等



計画内容の変更③【事業間調整】

地区内の涌谷町道において、町道拡幅の計画が生じた。事業計画の見直しに伴い事業間調整が必要となったもの。また、町道拡幅用地の確保や地権者との合意形成など事業進捗に影響が生じた。



涌谷町道拡幅計画位置状況



令和6年度公共事業再評価調書の要旨(案)及び再評価調書(案)の概要

○再評価の概要

・事業名

広域基幹 迫川河川改修事業

・事業目的

迫川・旧迫川は、宮城県北西部の穀倉地帯を流下する一級河川で、迫川の流域面積は県土面積の約16%を占めており、その34%が氾濫区域となっている。特に、中・下流部は極めて低湿地帯となっており、旧北上川の背水の影響からひとたび洪水が起きると、沿川は莫大な被害を受ける洪水常襲地帯となっている。このため、上流ダム群及び中流の長沼ダム、南谷地遊水地、蕪栗沼遊水地等を配した総合的な治水計画により、流域の治水安全度を確保するものである。

・事業の経緯及び再評価の理由

昭和15年度	新規事業採択
昭和15年度	工事着手
平成10年度	事業再評価実施
平成15年度	事業再々評価実施
平成18年度	北上川水系河川整備基本方針策定
平成20年度	事業再々評価実施
平成22年度	東日本大震災 ※
平成27年度	迫川圏域河川整備計画策定
令和6年度	事業再々評価実施

※今回の再々評価の理由は、再評価実施の翌年度(平成21年度)から起算して5年度(平成25年度)以内に完了が見込まれないため。なお、東日本大震災の影響により平成23年度から令和3年度まで公共事業再評価を中止しており、中止期間に予定されていた再評価を令和4年度から順次実施しているため、本年度の評価予定としている。

・事業内容

迫川	前回評価時 (H20年度)	今回評価時 (R6年度)	増減等
河川改修延長	L=110,700m	L=110,700m	-
築堤	10,895,648m ³	10,895,648m ³	-
掘削	10,783,746m ³	10,783,746m ³	-
その他	樋門樋管一式 道路橋88橋 堰12基 揚水機場1基	樋門樋管一式 道路橋88橋 堰12基 揚水機場1基	-

・事業期間

昭和15年度 ~ **令和40年度** (前回評価時から+20年)

(事業期間延伸理由)

事業採択から現事業の進捗状況を勘案し令和40年度まで延伸するもの

・進捗率

31.7% (令和5年度末時点)

・事業費

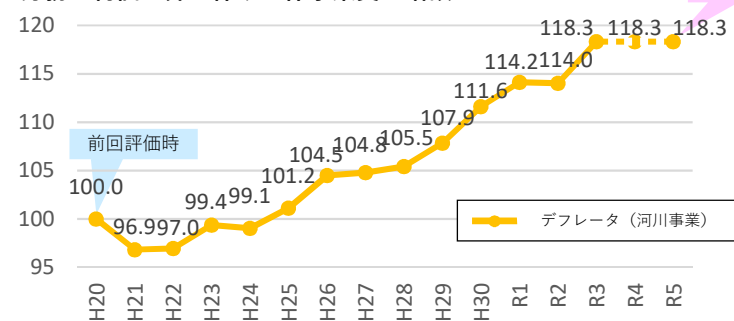
(前回)約1,616.0億円 ⇒ **(今回)約1,812.8億円** (+約196.8億円)

・事業費の変更内容

(社会的要因の変化)

労務・物価上昇に伴う増額 【約196.8億円の増】

労務・物価上昇に伴う全体事業費の増額



・費用対効果

費用便益比(B/C) : (前回) 2.13 ⇒ **(今回) 2.78**

(変動要因)

治水経済マニュアル改定に伴う被害額算定方法の変更
氾濫解析の地形データ精度向上

・対応方針(案)

事業継続

令和6年度公共事業再評価調書の要旨(案)及び再評価調書(案)の概要

○再評価の概要

・事業名

広域基幹 迫川（夏川）河川改修事業

・事業目的

夏川は迫川の左支川で、迫川の背水の影響を受けることから、大雨洪水時には現況流下能力が不足する区間において度々浸水被害が発生している。このため、河道を掘削して流下能力を確保し沿川の浸水被害の軽減を図るものである。なお、夏川は県境河川となっており全体計画区間のうち左岸側上流区間については、岩手県の施工となっている。

・事業の経緯及び再評価の理由

昭和57年度	新規事業採択
昭和57年度	工事着手
平成10年度	事業再評価実施
平成15年度	事業再々評価実施
平成18年度	北上川水系河川整備基本方針策定
平成18年度	事業再々評価実施
平成22年度	東日本大震災 ※
平成27年度	迫川圏域河川整備計画策定
令和6年度	事業再々評価実施

※今回の再々評価の理由は、前回の再々評価実施の翌年度(平成19年度)から起算して5年度以内(平成23年度)に完了が見込まれないため。なお、東日本大震災の影響により平成23年度から令和3年度まで公共事業再評価を中止しており、中止期間に予定されていた再評価を令和4年度から順次実施しているため、本年度の評価予定としている。

・事業内容

夏川	前回評価時 (H18年度)	今回評価時 (R6年度)	増減等
河川改修延長	L=8,810m	L=8,810m	-
築堤	274,000m ³	274,000m ³	-
掘削	448,000m ³	448,000m ³	-
その他	道路橋2橋、 樋管樋門18箇所、 サイフォン1箇所	道路橋2橋、 樋管樋門18箇所、 サイフォン1箇所	-

・事業期間

昭和57年度 ~ 令和20年度（変更無し）

・進捗率

69.4%（令和5年度末時点）

・事業費

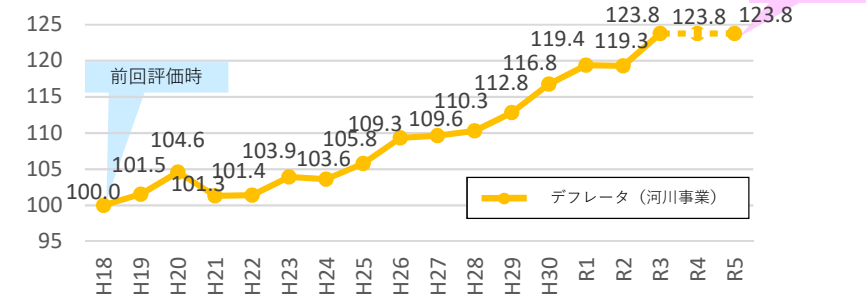
（前回）約50.0億円 ⇒ **（今回）約55.5億円**（+約5.5億円）

・事業費の変更内容

（社会的要因の変化）

労務・物価上昇に伴う増額 【約5.5億円の増】

労務・物価上昇に伴う全体事業費の増額



・費用対効果

費用便益比(B/C) : (前回) 4.50 ⇒ **(今回) 10.83**

（変動要因）

治水経済マニュアル改定に伴う被害額算定方法の変更
氾濫解析の地形データ精度向上

・対応方針(案)

事業継続

令和6年度公共事業再評価調書の要旨(案)及び再評価調書(案)の概要

○再評価の概要

・事業名

広域基幹 迫川（長沼川）河川改修事業

・事業目的

長沼川は現況が旧迫川に合流しているが、下流部は農業用排水路として利用されており、断面が非常に狭く河床勾配が緩いため水質の悪化が問題となっている。さらに左岸側には旧迫町の中心市街地を抱えており、大雨洪水時には内水被害等も生じている。このため、新たに迫川への放水路及び調節池を設け、長沼からの浄化水の導入により水質の改善を図るとともに、下水道事業と連携し、市街地の安全度向上を図るものである。

・事業の経緯及び再評価の理由

昭和61年度	新規事業採択
昭和61年度	工事着手
平成15年度	事業再評価実施
平成18年度	北上川水系河川整備基本方針策定
平成20年度	事業再々評価実施
平成22年度	東日本大震災 ※
平成27年度	迫川圏域河川整備計画策定
令和6年度	事業再々評価実施

※今回の再々評価の理由は、前回の再々評価実施の翌年度(平成21年度)から起算して5年度以内(平成25年度)に完了が見込まれないため。なお、東日本大震災の影響により平成23年度から令和3年度まで公共事業再評価を中止しており、中止期間に予定されていた再評価を令和4年度から順次実施しているため、本年度の評価予定としている。

・事業内容

長沼川	前回評価時 (H20年度)	今回評価時 (R6年度)	増減等
河川改修延長	L=3,400m	L=3,400m	-
築堤	34,000m ³	34,000m ³	-
掘削	100,000m ³	100,000m ³	-
護岸	15,800m ²	15,800m ²	-
その他	樋門樋管一式、 床固工1基、 帯工2箇所、 道路橋5橋、 サイフォン2基 堰一式、 揚水機場1基	樋門樋管一式、 床固工1基、 帯工2箇所、 道路橋5橋、 サイフォン2基 堰一式、 揚水機場1基	-

・事業期間

昭和61年度 ~ **令和20年度** (前回評価時から+10年)

(事業期間延伸理由)

残事業の精査に基づき事業工程を見直した結果令和20年度まで延伸するもの

・進捗率

57.8% (令和5年度末時点)

・事業費

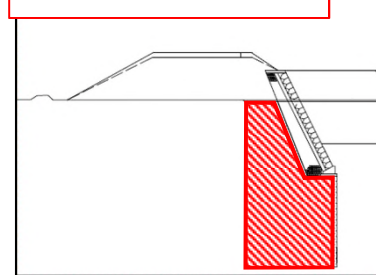
(前回) 約73.5億円 ⇒ **(今回) 約116.5億円** (+約43.0億円)

・事業費の変更内容

(社会的要因の変化)

軟弱地盤対策に伴う増額 【約 34.5億円の増】
労務・物価上昇に伴う増額 【約 8.5億円の増】

軟弱地盤対策工



・費用対効果

費用便益比(B/C) : (前回) 4.20 ⇒ **(今回) 16.69**

(変動要因)

治水経済マニュアル改定に伴う被害額算定方法の変更
氾濫解析の地形データ精度向上

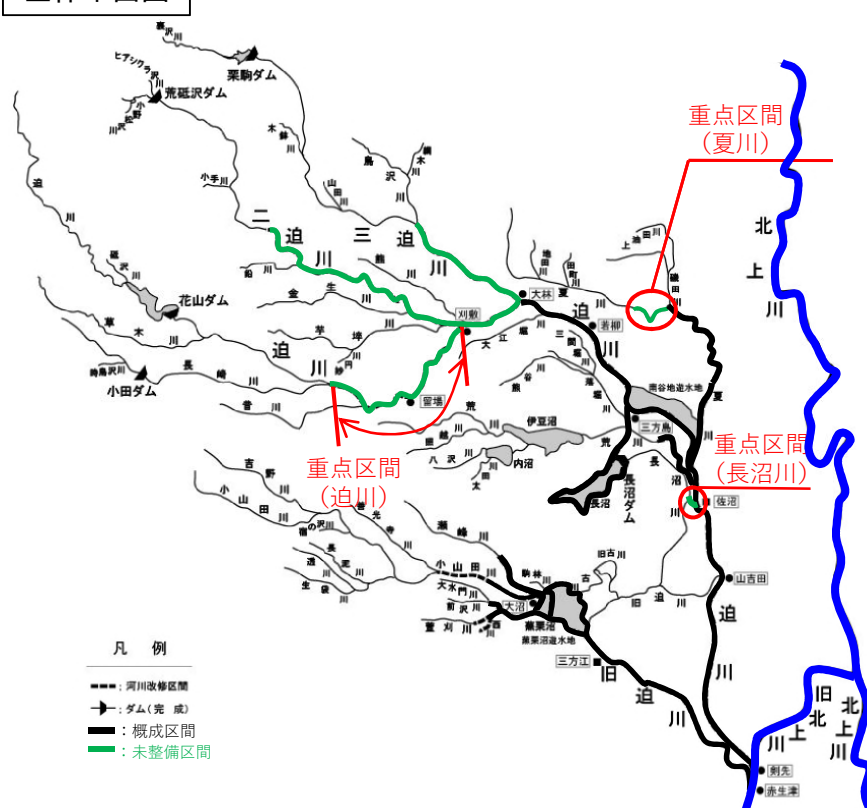
・対応方針(案)

事業継続

令和6年度公共事業再評価調書の要旨(案)及び再評価調書(案)の概要

計画内容の変更【無し】

全体平面図



標準断面図

